

島根県松江市PRキャラクター
おまっちは

デザイン使用の手引き
—有償使用—



2025.12 [Ver1.0]

デザインを正しく使用していただくために
必ず本手引きをお読みください

もくじ	2
ライセンス料・申請の方法	3
①ライセンス料	
②申請の流れ	
③提出物	
④申請方法・申請先	
⑤審査期間	
⑥留意点	
イラスト使用上の注意点	4
①デザインマニュアル	
②クレジット表記	
③その他	
その他留意事項	5
①許諾できない場合	
②使用の中止	
③製造物責任者の表示	
④「おまっちは」の名称の使用について	
⑤その他	

ライセンス料・申請の方法

3

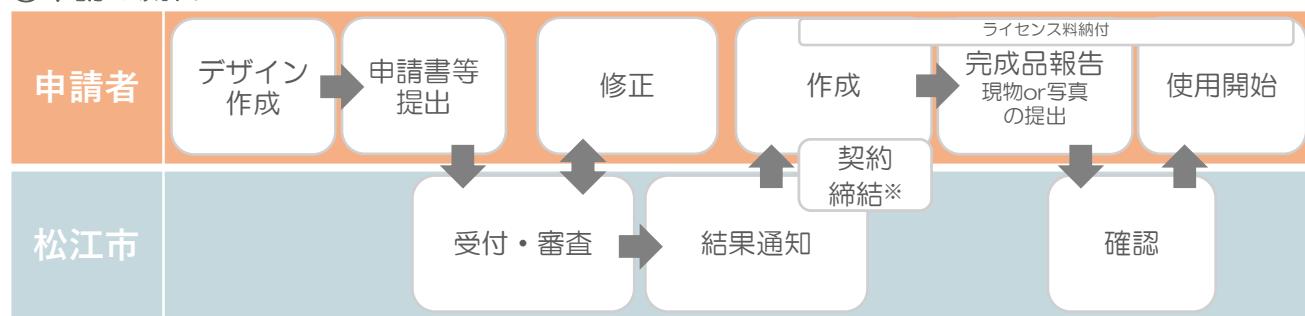
①ライセンス料

「おまっちえ」のデザインを、松江市外に事業所・営業所がある企業・団体、および松江市外に住所を有する個人が「販売目的の商品や販促のための景品」に使用する場合、使用者はライセンス料の納付が必要です。

商品の場合	景品の場合
販売小売価格(消費税込)×予定生産数または生産実績数のいずれか多い方×1%	デザイン使用品の製造・制作費用(消費税込)×1%

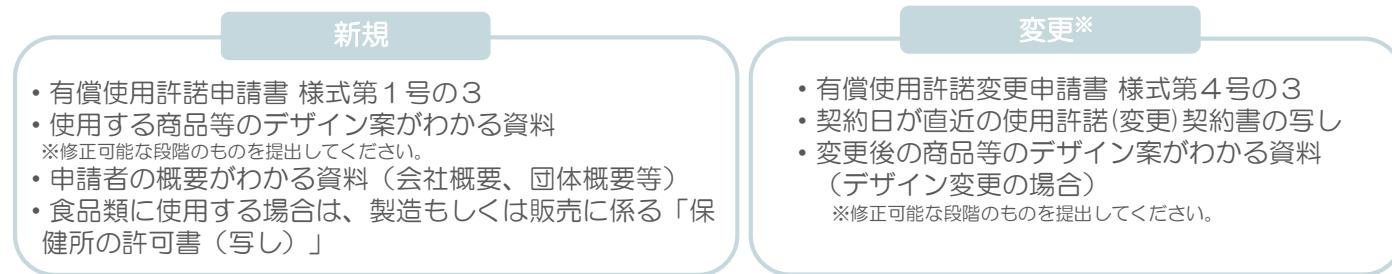
※所定のライセンス料を契約書記載の期日までにお振込みください。お振込み後、使用者の責任に帰すべき理由によるライセンス料の返金はいたしかねますので、ご了承ください。

②申請の流れ



※有償使用許諾契約書を郵送しますので、法人・団体の場合は代表者印を、個人の場合は実印または認印を押印し、返送してください。その後、松江市が押印し、本書をお送りしますので保管してください。

③提出物



※使用許諾を受けた内容を変更する場合は、変更申請をしてください。(増産、デザインの変更、使用期間の延長等)

④申請方法・申請先

しまね電子申請サービス、郵送、持参にて申請してください。

〒690-8540

島根県松江市末次町86番地

松江市 政策部 広報課

TEL : 0852-55-5125

▼しまね電子申請サービス▼

<https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/proc-> 11 / 11

[search?q=%E3%81%8A%E3%81%BE%E3%81%84](#)

查期間

⑤審直期間 提出物に

※立体物や3Dデジタルデザイン等は、別途時間を要します。

ご立候場やご用意のスケルショット等は、別途時間をおさげます。
事前にご相談ください。

第五章 章節

田志井

- ・1アイテム1申請必要です。商品数と同じ数の申請書が必要です。
※色違いやサイズ違いのみの場合は、1アイテム扱いになります。
 - ・「おまっちは」にセリフをつける場合、セリフも審査対象となります。申請時にデザイン案とともに提出してください。
 - ・年度ごとに「売上報告書 様式第7号」の提出をお願いします。

①デザインマニュアル

「おまっちえ」のイラストを使用する際は、別紙「デザインマニュアル」を必ずご確認いただき、禁止事項等遵守してください。

②クレジット表記

「おまっちえ」のイラストを使用する場合、必ずキャラクター名を表記してください。また、許諾を得た使用品につきましては、使用許諾番号も合わせて表記してください。

- (1) 公式ロゴを配置もしくは、「松江市PRキャラクター おまっちえ」と表記する。
- (2) 松広許諾第〇〇〇号と表記する。

■ クレジット表記例

公式ロゴのみ + 使用許諾番号	公式ロゴ+イラスト + 使用許諾番号	イラスト+キャラクター名 + 使用許諾番号
 松広許諾第〇〇〇号	 松広許諾第〇〇〇号	 松江市PRキャラクター おまっちえ 松広許諾第〇〇〇号

※使用許諾番号は、「おまっちえ」のイラストから離れた箇所に記載して構いません。
(商品のパッケージ等も可)

※キャラクター名を表記する場合、フォントは「丸ゴシック系」を積極的にご使用ください。
視認できる程度であれば文字の大きさは問いません。

※使用品に「おまっちえ」のイラストを複数使用する場合、クレジット表記は1箇所で構いません。
※申請書にクレジットの表記箇所を必ず記入してください。

③その他

- ・「おまっちえ」が複数いるかのような設定はNGです。親子に見える、「おまっちえ」同士会話をする等のデザインはしないでください。
- ・「おまっちえ」のプロフィールから想定できない使用や、プロフィールを追加、改変しないでください。

①許諾できない場合

- (1) キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
 - (2) キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
 - (3) 立体物でその形状等がキャラクターの立体物と認められないとき。
 - (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動等に使用するとき。
 - (5) その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。
- ※不承諾の場合、書面で通知します。

②使用の中止

許諾を受けたキャラクターの使用を中止する場合は、直近の「有償使用許諾(変更)契約書」の写しを添えて、「無償使用許諾中止・有償使用許諾解除届（様式第6号）」を提出してください。

③製造物責任者の表示

食品類への使用時

食品類への使用の場合は、製造物に対する責任所在を明らかにする表示をお願いします。
(表記例：「おまっちは」の著作権者の松江市は製造者ではなく、本商品に何ら責任を負うものではありません。)

④「おまっちは」の名称の使用について

- ・文字のみで表現する場合、申請は不要ですが、「おまっちは」に関係ない事柄には使用できません。
OK例：「おまっちは」の出演告知の際に文字のみで使用する等
- ・社名、商号、チーム名、イベントの冠等に「おまっちは」は使用できません。

⑤その他

- ・使用条件に違反した場合、または申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用許諾を取り消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。その場合、松江市はその損失の補償の責めは負いません。
- ・使用許諾の内容に関し、苦情が生じた場合は、使用者の責務において適切に対応してください。
- ・使用者が「おまっちは」の使用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償を求められた場合も、松江市は責任の一切を負いません。
- ・その他、有償使用許諾(変更)契約書に記載している使用上の遵守事項を守ってください。



松江市 政策部 広報課

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
電話：0852-55-5125

問い合わせフォームは [こちら](#) または、下記二次元コードから



広報課お問い合わせフォーム